

各委員からの意見メモ

資料6－1 石田委員からの意見

資料6－2 越澤委員からの意見

資料6－3 中条委員からの意見

資料6－4 森田委員からの意見

ＰＩプロセスに対する意見

H14. 3. 18

石田 東生

- ①沿線住民以外の意見把握については、経済界や運輸業者など関係する法人にも幅広くヒヤリングを行うべき。今後、意見を把握する機会は多種多様となることが予想されるが、相互に情報の共有ができるよう工夫すべき。
- ②ＰＩプロセスについては、プロセスの明確化が重要である一方、行政の一方的なＰＩの進行とならぬよう、プロセスの進め方、時間管理の考え方についても幅広く意見を聞きながら、バランスのとれた進め方となるよう配慮すべき。
- ③行政組織間および各行政組織内部の上部から下部機関まで、全体の意思疎通が十分図られるよう努めるべき。
- ④協議会のメンバーが対等に議論できるよう、メンバーの検討を支えるための支援体制を確保することが必要。
- ⑤効果・影響の評価方法については、まだ不十分であり、今後もっと改善すべき。特に、交通量など定量的データについては明示的に扱うことが不可欠である。
- ⑥地域住民にとっては、外環を考える上で地上部のあり方は大きな問題であり、地上部のあり方について、早急に議論を深めていくことが必要である。
- ⑦有識者委員会では、協議会の基本的な性能要件について議論すべき。ただし、協議会の具体の構成など、細かい事項については、地元関係者の詳細な情報を持ち合わせていないので、議論しない方がよいのでは。
(準備会を傍聴しての感想)

平成 14 年 3 月 22 日

東京環状道路に関する早期の問題解決に向けて

東京環状道路有識者委員会
委員 越澤 明

- 1) 東京の外郭環状道路（外環道路と略記する）について、高架構造による当初の道路計画は環境への配慮が不足しており、無理な計画であった。住民の声によって、当初の計画が凍結され、今日、高架構造の見直しとなったことは、市民運動の成果である。
- 2) 外環道路計画の「凍結」は当時としては必要な緊急避難的な措置、判断であった。しかし、30 年以上に及ぶ長期間の凍結は、いわば、金縛りの思考停止状態をもたらしており、地元住民にとっても、行政にとっても、双方にとって不幸な状態であり、今日、その早期解決が必要である。
- 3) 扇千景大臣と石原慎太郎知事の現地訪問は、外環道路計画の問題解決に向けて大きな転機となった。また、国会における扇大臣答弁は真摯な内容であり、国として率直な謝罪がなされており、当初計画の問題点に関する議論はこの国会答弁をもって終結すべきである。今後は、問題解決に向けて具体的な検討と知恵を絞ることに集中すべきである。扇大臣答弁を外環道路取り組みの出発点とすべきである。今後とも節目の時期における国土交通大臣、東京都知事のリーダーシップと政策判断は、問題解決に向けて重要である。
- 4) 外環道路計画について、高架構造の都市計画決定をそのまま維持することは不適切であり、早期の解決が社会的に要請されていることは、すでに明らかである。国と東京都は、地元住民との間で、相互理解の醸成に、出きる限り務め、それを踏まえて、早期に都市計画の変更内容を定めるべきである。
- 5) 上記の相互理解の醸成に資するために、現在準備中である行政と地元住民による市民参画会議が早期に立ち上がることを期待する。市民参画会議には外環道路計画に対する立場が異なる市民が同一のテーブルに参加すべきである。市民参画会議は、東京環状道路有識者委員会が指導する下部機関ではなく、独立した存在であるため、市民参画会議が自立して運営されることを期待する。
- 6) 外環道路計画について、国と東京都が提案・公開した地下構造方式の「たたき台」（第一段階のたたき台）にはすでに多数の様々な質問や意見が寄せられている。第一段階での「たたき台」にもとづく議論と世論の意見は、すでに出尽くしていると判断する。したがって、国と東京都は、より詳しい「たたき台」（第二段階のたたき台）を可及的速やかに作成して、広く市民公開し、意見を求めるべきである。また、この第二段階の「たたき台」は、1 つの案に絞るのではなく、さまざまな比較検討が行えるように、複数案が提示されることが望ましい。また、上部利用の具体的なイメージをさらに提示することが望ましい。

7) 東京環状道路有識者委員会としては、第一次の提言後、引き続き、外環道路計画に対する多様な立場の意見、要望等に関する聴き取りを進め、第二の提言が必要かどうかを検討すべきである。

8) 外環道路計画の問題解決の検討のためには、外環道路計画の沿道地区について、居住状況、土地、建物、環境、基盤整備などに関する動向、変化、現況に関する客観的なデータが必要不可欠である。したがって、東京都が中心となり、各種行政データ、基礎的資料を収集・整理・分析して、外環道路計画沿道地区の動向と実態に客観的なデータ作成・図化し、適切な現況把握を行うべきである。

9) なお、都市計画の決定・変更とは何か、また「都市計画を白紙に戻す」という問題について、専門家としての見解を述べる。

都市計画道路や都市計画公園の決定とは、具体的な区域を都市計画施設として縮尺 2,500 分の 1 図で確定し、また、その区域の土地に対して都市計画法に基づいて建築制限が課せられている。したがって、外環道路計画について「都市計画を一旦白紙に戻す」という議論は、お気持ちとしては理解できるが、法的な手続としてはあり得ず、次の方法、手順を取ることで以外にはあり得ない。つまり、都市計画変更の具体的な方向性を定め、都市計画変更の法的な手続を図る中でしか、現在の都市計画決定の内容と建築制限は変えられない。

道路構造、幅員、ルートの変更、道路名称の変更は都市計画の変更であるが、都市計画道路の廃止も都市計画の変更である。都市計画の変更は、建築制限を課した都市計画施設区域を最終的にどうするのか、道路計画の変更の内容、路線変更や廃止の場合には代替道路機能の必要性の有無を検討し、これまで都市計画施設区域内の地権者の意向等を把握した上で、都市計画の変更手続を開始することになる。

以上、述べたことは、都市計画法の決定・変更という法律の手続きに関する一般論であるため、国土交通省と東京都は、法律の主管官庁として、また、都市計画決定権者として、必要があれば、地元住民と区市に対して、明快に説明すべきである。

PIプロセスに関する意見

2002/3/22

中条 潮

【PIプロセス】

- ① PIのプロセスの中で何をすべきかを明確にすべき。PIの過程で得られた結果がどのように取り扱われ、どう生かされるのかや、その効力を予め明らかにすることが必要。PIにおいて計画についての決定を行うのか、そうでないのかということについても明確となっていない。
- ② PIの過程で得られた意見をどのように取り扱うかを明確にしておくべき。意見だけ聞いて反故にするようなことがあれば、行政は信頼感を失い、逆に反対されれば止めるということも行政不信に通じる。つまり、反対派から見れば行政は意見だけきいて最後は押し切るのではない、賛成派から見れば反対があると計画をやめるのかという行政不信が生じる恐れがあり、最終意志決定者は誰か、それは、PIの結果をどのように扱うのかを明確にしておくべき。
とにかくPIが単なるガス抜きになっては決してならない。
- ③ PIに関する共通のルールを定めずに、個別案件ごとに実施することは、PIのコストを増大させる。今後、PIプロセスの共通の雛形を整備しておくべき。

【計画決定プロセス】

- ④ 計画の検討における意思決定プロセスについても、誰が、何を、どのような場で、どのような過程を経て決めるのかを明確にすべき。
- ⑤ 意見を出す側から見て、誰が責任を持って応え、出した意見がどのように取り扱われるかが明確になっていることが必要。ただし、窓口は責任者である必要はない。
窓口はPIの対象者により異なり、たとえば、沿線住民に対しては協議会、都民には都議会や東京都の担当窓口であったりするが、対象者によりどの場所で誰に対し意見を言うことが可能かについても明確にするべき。
- ⑥ 現在も意思決定プロセスはあるが、それが十分機能していないことが問題。そもそも、意思決定のプロセスのどこにどんな問題があるのかについても議論されていない。議会や行政の役割や、PIとの関係も含めて整理すべき。
- ⑦ 最終的な意思決定のための組織が必要である。その組織は、外環と地域の道路など意思決定する対象ごとに異なるはずである。

- ⑧ 極めて多数の意見に対しては、一つひとつ応えることは効率的でなく、集約して応えることが望ましい。意見がバラバラに併記されても計画に反映することができないため、意見を取りまとめていくことが必要。

【PI外環協議会】

- ⑨ 協議会については、その必要性を考えた上で構成メンバーや進め方について議論すべき。たとえば、業界団体等は行政に対し意見を言う場面はあるが、沿線住民は直接意見を言う機会は少ないと思われるためその機会を確保することが必要と思われる。
- ⑩ 協議会は、単に意見を聞くだけでなく、意見が出尽くされるまで議論し、出尽くした意見を分類・集約すべき。さらに、行政は集約された意見に対して回答し、必要ならばその回答に対してもさらに議論を深め、結論に至るまで議論することが必要。その結論から、行政は可能なものに関しては、計画を修正していくことが必要。ただし、理由が明確で正しいと世論的にも判断される場合は、協議会の結論と行政の最終判断が異なる場合もあり得る。
- ⑪ 協議会は、いくつかの意見を併記することも含め、意見を集約し、行政とのやりとりの結果を取りまとめることを目指すべき。場合によっては、意見を一つに絞り込まず、こういう人はこういう意見、こんな人はこんな意見というように整理することも必要。
- ⑫ 協議会は、単に意見を述べるだけの場であってはならない。協議会自身が意見を集約すべきであり、一つにまとめられなければ、並列でもよいが、反対意見・賛成意見を集約する努力が必要である。

これまでの外環PIプロセスについての意見メモ

平成 14 年 3 月 4 日 森 田 恒 幸

1. 情報の共有について

これまでの情報の共有についての評価は、以下の 4 つの評価軸から行なうことが適当である。

透明性 誰がどのような情報を持っているか、誰でも分かること。従って、どのような情報が共有されているかが容易に分かること。

客観性 共有された情報が特定の立場や利害に立脚するものではないこと。

公正性 特定の個人や集団に情報が集中したり、あるいは逆に情報から外されたりしていないこと。

周知の努力 情報が理解されるよう、平易な表現などの周知の努力がされていること。

以上の観点から、過去の経緯を詳細に評価した結果を別表に示す。この評価結果を

総合して以下の意見を述べる。

- (1) 平成 9 年以前は、情報共有に関して評価が非常に低い。当時のわが国の行政手続の状況や社会的背景を考えれば、単純に批判することは適切でないとも考えられるが、この時期の情報共有の手続の不適切さが、住民の不信感とその後の話し合いの難しさの原因になったことをまず認識しなければならない。この時期の手続は、情報の共有に関しての配慮は決定的に欠けている。
- (2) 平成 9 年から 11 年にかけて、事業者側の情報の共有に向けた努力は、大きく改善した。その後、今日に至るまで情報の共有に向けた事業者の努力は、透明性、公正性、周知の努力からみて、一定の評価を与えることができる。
- (3) しかし、近年の情報の共有の努力において、事業者側の配慮が欠けている点は、共有情報の客観性への努力である。地元住民や団体、地元市区の意見・主張は多様であり、また時間的な経緯の中でいろいろと進展してきている。これらの意見・主張を客観的かつ体系的に共有すべきにもかかわらず、ステレオタイプに分類してみたり、意見の分類に対して慎重さを欠いているケースが見受けられる。さらに、地元住民から提供された情報についても、広く共有していく努力が求められる。

2. 意見の把握・反映について

これまでの意見の把握・反映についての評価は、以下の 3 つの評価軸から行なうことが適当である。

透明性 意見の把握の手順と把握した意見をどのように反映させるかを予め公表

して、意見を求めること。

公正性 あらゆる主体に意見を表明する機会を与えること。また、反映の根拠が明らかにされていること。

周知の努力 情報が理解されるよう、平易な表現などの周知の努力がされていること。

以上の観点から、過去の経緯を詳細に評価した結果を別表に示す。この評価結果を

総合して以下の意見を述べる。

- (1) 平成 9 年以前は、情報共有の場合と同様に評価が非常に低い。また、平成 9 年から 11 年にかけて、事業者側の意見の把握・反映に向けた努力は大幅に改善するものの、手さぐりの状況が続く。
- (2) 意見把握の手續の大きな転機は、平成 12 年の地元住民との話し合いによってもたらされたと推察される。その後、意見把握の透明性、公正性、周知の努力が格段に改善されてきた。
- (3) しかしながら、有識者会議を含めて、近年の意見把握・反映の透明性と公正性の確保には、改善すべき点が多々ある。特に、意見把握と反映の手續を予め示さずに、手さぐりの状況で進んでしまっている現状は、反省すべきである。さらに、手續や第三者機関のデザインにおいて、何故このような手續にしたか、また何故このようなメンバーや意見陳述者を選んだかについて、可能な限り説明していくことが望まれよう。

3. その他

以上の評価は、あくまでも P I プロセスを構成するためのミニマムな評価であるが、本来の P I プロセスの評価にはもっとポジティブな評価軸があるべきである。それらは次の評価軸を含む。

地域づくりとの連携 P I プロセスが各種の地域づくりのプロセスと連携して、より積極的な価値を生むこと。また、地域住民の地域づくりの提案が事業に生かされる機会が与えられること。

他の政策との連携 P I プロセスが広く他の分野の行政活動を取り込み、総合的な行政をやりやすくする場を提供し、それが地域住民のニーズによりの確に答えるための選択肢を増やすこと。

他の計画プロセスへの効果 P I プロセスの導入により、他の計画プロセスを運営していく際の大きな信頼関係を醸成したり、新しい計画プロセスへの改革につながるなど、他の計画プロセスに良い波及効果をもたらし、それが地域住民のニーズによりの確に答えるための選択肢を増やすこと。

これらの点については、今後の課題として検討していただくよう望む。

時期	出来事	情報の共有 (○:良い～普通, △:一部改善すべき, ×:改善すべき)				客観		公正		周知の努力	
		透明	客観	公正	周知の努力	評価	コメント	評価	コメント	評価	コメント
S41. 3	外環計画の新聞報道										
S41. 5	反対運動結成										
S41. 6	東京都都市計画地方 審議会において外環 計画の答申決定	×	資料は公表対象となっているが、情報の所在に関する情報提供は試みられていない。例えば、東京都の決定の前に、市や区や地域住民に計画決定の情報提供がなかったとされる。	×	客観性を評価できるレベルまで情報が提供されていない	△	傍聴は、都政関係新聞記者に限られていて、一定の情報は提供されている。	×	とくに周知の努力がみられない。、反対住民の傍聴が「場所がない」という理由で断った。		
S41. 7	外環道(東名高速～都 県境間)18km)都市 計画決定										
S60. 12	第1回首都道路会議	×	会議資料は公表対象となっていないが、情報の所在に関する情報提供は試みられていない。	×	客観性を評価できるレベルまで情報が提供されていない	△	会議の参加者は東京都や国、公団だけであるが、資料は公表対象にしてあった。	△	知事のプレスへのコメントは分かりやすい表現ではあるが、具体性がない。		
H6. 6	外環練馬区間供用(記念式典で、都知事が地下化を示唆)										
H9. 9	第1回東京外かく環状 道路懇談会開催	△	懇談会参加者が記者発表で明らかにされた	△	東京圏としての外環整備の必要性と共に、地域の利便性やまちづくりの観点からも検討を行なうことになった	△	懇談会に区や市、地域住民が参加していないものの、開催結果は記者発表された。	—			
H10. 3	東京外かく環状道路と まちづくりに関する連 絡会及び幹事会	—	—	—	—	—	建設省、東京都の他に、区からも参加。地域住民は参加しなかったが、結果は公表された。	—			
H11. 6	外環ホームページ開 設	—	—	—	—	—	あらゆる主体に向けて情報が発信されている。	△	HPのデザインは非常に分かりやすい。また言葉も平易になっている。しかし今までの経緯の説明が少ない。		
H11. 10	石原都知事が外環予 定地(練馬区、武蔵野 市)を視察	○	知事の視察を予め知らされていた。	○	住民の中でも様々な意見を聞いた。	○	新聞などで公にされた	—			

情報の共有 (○:良い～普通 △:一部改善すべき ×:改善すべき)									
時期	出来事	透明		客観		公正		周知の努力	
		評価	コメント	評価	コメント	評価	コメント	評価	コメント
H11. 10	住民団体が要望書を 手渡す	—	—	○	住民の中でも様々な意見を聞いた。	○	新聞などで公にされた		
H11. 12	石原都知事、外環地 下化、計画の具体化 発言								
12.7.28	東京外かく環状道路に 関する地元団体との 話し合い(第2回)								
13.1.16(1.	爾国土交通大臣が外 環予定地								
13.4.13	記者発表『東京外かく 環状道路(関越道～東 名高速間)の計画のた たき台』公表	—		×	事業者側の計画案が具体的に示 されているが、共通認識の客観化 の努力は見られない。	○	たたき台として広く公開されてお り、情報の受け手に偏りはない。	○	パンフレット・ホームページ・広報 誌といった媒体で周知が図られ ており、内容も大きな図などで平 易になっている。
13.5.24	参議院国土交通委員 会で爾国土交通大臣 が遺憾の意を表明	○	意見を表明した人が明らか。	—		○	公の場での発言であり、情報の 受け手に偏りはない。	—	
13.5.25	定例記者会見で石原 知事が遺憾の意を表 明	○	意見を表明した人が明らか。	—		○	公の場での発言であり、情報の 受け手に偏りはない。	—	
13.5.28	計画のたたき台につい ての地元説明会を開 催	○	予め説明会の趣旨と開催予定 が知らされている。	△	外環道のメリットばかりが強調され ており、共有情報の客観化の努力 が足りない。	○	10回、延べ3000人の広い範囲 の住民が参加している。	○	広報により周知が図られている。
13.6.19	常設相談コーナー(世 田谷区砧総合支所)								
13.8.06	東京外かく環状道路に 関する地元団体との 話し合い(第4回)								

時期	出来事	情報の共有 (○:良い～普通 △:一部改善すべき ×:改善すべき)							
		透明		客観		公正		周知の努力	
		評価	コメント	評価	コメント	評価	コメント	評価	コメント
13.8.28	都市再生本部、都市再生プロジェクトの第二次案をまとめる	○	東京都の都市再生本部による計画で、東京都知事のコメントもついており、情報の出所は明確になっている。	×	地域住民の意見への配慮や、反対意見への対応が全く書かれていない。	—		×	この様な全体の計画フレームこそ住民に周知すべきところを、そのような努力が見られない。
13.9.12	東京都議会外かく環状道路建設促進議員連盟設立	○	メンバーの氏名は公開されている。	×	外環問題の概要の説明が政府の立場を反映した表現となっている。「地元団体は…謝罪、白紙撤回、凍結解除を求めている。」という誤解を招きやすい一文に地元団体が反発。	—		—	
13.9.14	道路計画合意形成研究会設立	○	メンバーの名前と所属が明らかにされている。	○	PIIについて欧米諸国との比較などから、あるべき姿について述べられている。	—		—	
13.9.28	PI外環協議会(仮称)準備会開催								
13.11.22	記者発表「東京外かく環状道路(関越道～東名高速)計画のたたき台に関するご意見について」	△	パンフレットでは意見を表明した人の属性が地域と表明方法のみであるが、性別や年齢入れべきではないか？	△	意見の分類・整理方法やテーマ別の意見割合などが載っている事は良いが、パンフレットに載せられた意見例がどのような基準で選ばれたかの根拠が不明である。	○	計画のたたき台についての説明会への参加者や意見を出した全ての人に郵送すると共に、これまでに出版された全ての意見はHPで公開されている。	○	内容も図や写真も多様されており、見出しもわかりやすく平易になっている。
13.12.06	東京環状道路有識者委員会開催	△	報道関係者の同席取材を認めているが、審議の議事録の公開や傍聴の可否について明らかにされておらず、また会議開催の記者発表も直前二日前であり不透明である。	○	吟味された資料がバランス欲提供されている。	○	適切な努力がなされている。	△	マスコミを通しての情報で比較的分かりやすく伝えられている。またホームページを通じて情報提供も良好。
14.1.25	東京環状道路有識者委員会(第3回)開催(地元団体の意見の把握と現地視察)	○	審議の議事録の公開や傍聴の方針について明らかにされた。ただし、会議開催の記者発表のタイミングについては不明。	○	地元の住民からの意見を聞く機会を得て、客観性を維持しようとする努力がされた。	○	適切な努力がなされている。	△	マスコミを通しての情報で比較的分かりやすく伝えられている。またホームページを通じて情報提供も良好。

時期	出来事	意見の把握・反映(○:良い・普通 △:一部改善すべき ×:改善すべき)						
		透明		客観		公正		周知の努力 情報が理解されるよう、平易な表現などの周知の努力がされていること。
		評価	コメント	評価	コメント	評価	コメント	
S41. 3	外環計画の新聞報道							
S41. 5	反対連盟結成							
S41. 6	東京都都市計画地方審議会において外環計画の答申決定					△	各区の委員は自分の区に関する議案のみ審議できることが審議会の冒頭で明かにされた。	× 傍聴を都政関係新聞記者に限り、反対住民の傍聴は半ば強引に「場所がない」という理由で断わられた。
S41. 7	外環道(東名高速～都県境間)都市計画決定							
S60. 12	第1回首都道路会議	△	「いただいた意見をもとに、検討を要する事項については事務レベルにおいて、調査研究をすすめる」との表現に留まっている。			-		-
H6. 6	外環練馬区間供用記念式典で、都知事が地下化を示唆							
H9. 9	第1回東京外かく環状道路懇談会開催	△	「今後関係自治体などの意見を幅広く聞きながら計画の具体化を図っていく」との表現に留まった。			△	「今後関係自治体などの意見を幅広く聞きながら計画の具体化を図っていく」との表現に留まった。	-
H10. 3	東京外かく環状道路とまちづくりに関する連絡会及び幹事会	-				△	建設省、東京都の他に、区からも参加。しかし地域住民は参加せず。	-
H11. 6	外環ホームページ開設	△	「都市計画や環境アセスメントなどの手続きに入る前の計画づくりの段階から、みなさんのご意見をお聞きし、計画づくりに反映～」とあるが、具体的な手順については書かれていない。			△	・誰でもメールで意見を述べることができるとは、HPに載せられるかどうかは分からない。 ・反映の根拠は明らかにされていない。	○ 絵を使うなど、表現方法は分かり易い。
H11. 10	石原都知事が外環予定地(練馬区、武蔵野市)を視察	△	知事は、「視察を住民との話し合いを再開するきっかけにしたい」と言っているが、話し合いをどのように計画に反映させるのかまでは言及していない。			○	・反対派住民と賛成住民からの要望書を受け取ったから。 ・反映の根拠は明らかにされていない。	-

時期	出来事	意見の把握・反映 (○:良い～普通 △:一部改善すべき ×:改善すべき)					
		透明		公正		周知の努力	
		意見の把握の手順と把握した意見をどのように反映させるかを予め公表して、意見を求めること。	客観	あらゆる主体に意見を表明する機会を与えていること。また、反映の根拠が明らかにされていること。	公正	情報が理解されるよう、平易な表現などの周知の努力がされていること。	
		評価	コメント	評価	コメント	評価	コメント
H11. 10	住民団体が要望書を 手渡す						
H11. 12	石原都知事、外環 (関越～東名間)地下 化、計画の具体化を 明言						
12.4.28	第一回地元との話し 合い	△	意見表明と反映の手続きは明示されていないが、最初の話し合いの場であり、手さぐりの状態だったと推定される。	—		###	話の具体性を議論するために、早急に「たたき台になる案」を示すことを示唆している。
12.7.28	東京外かく環状道路 に関する地元団体と の話し合い(第2回)	○	「話し合い」の位置づけは、「前回の住民側の意見に対し、現時点で行政側として準備できたものについてお答えする」と明確に示されている。	—		○	話の具体性を議論するために、早急に「たたき台になる案」を示すことを示唆している。
13.1.16 (1.12)	国土交通大臣が外 環予定地(三鷹市、 武蔵野市)を視察	—	把握した意見をどのように反映させるかの認識について、住民側「白紙撤回も含め検討」と行政側「基本は続行」に差があった。	○	反対派住民等、意見を表明する機会のない主体から直接意見を聞いた。	—	
13.4.13	記者発表『東京外か く環状道路(関越道 ～東名高速間)の計 画のたたき台』公表	△	広く意見を求めたいという目的は明記されているが、反映させる方法についてはふれていない。	○	あらゆる主体に意見を表明する機会を与えること	○	パンフレット・ホームページ・広報誌といった媒体で周知が図られており、内容も大きな図などで平易になっている。
13.5.24	参議院国土交通委員 会で国土交通大臣 が遺憾の意を表明						
13.5.25	定例記者会見で石原 知事が遺憾の意を表 明						
13.5.28	計画のたたき台につ いての地元説明会を 開催	△	広く意見を求めたいという目的は明記されているが、反映させる方法についてはふれていない。	○	広く意見表明の機会を与えている。	○	広報により周知が図られている。

時期	出来事	意見の把握・反映(○:良い、△:普通、△:一部改善すべき、×:改善すべき)						周知の努力 情報が理解されるよう、平易な表現などの周知の努力がされていること。	
		透明		公正		客観			
		評価	コメント	評価	コメント	評価	コメント		
13.6.19	常設相談コーナー (世田谷区砵総合支所)	—				○	あらゆる主体に意見を表明する機会を与えていること。また、反映の根拠が明らかにされていること。		
13.8.06	東京外かく環状道路 に関する地元団体と の話し合い(第4回)	○	外環PI協議会の準備甲斐を提案すること で、透明性のある手続に向けて大きく前進 した。			—	あらゆる主体に意見を表明する機会を 与えている。	○	広報により周知が図られている。6月18日 ～7月30日で延べ200人來訪
13.8.28	都市再生本部、都市 再生プロジェクトの第 二次案をまとめる	×	計画決定の手続がどこにも読み取ること ができない。			—		—	
13.9.12	東京都議会外かく環 状道路建設促進議員 連盟設立								
13.9.14	道路計画合意形成研 究会設立								
13.9.28	PII外環協議会(仮称) 準備会開催	—				—		—	
13.11.22	記者発表『東京外か く環状道路(関越道 ～東名高速)計画の たたき台に関するこ とについて』	△	広く意見を求める努力がなされており、そ のまともな明記されている。また、さら に意見を求めるための案書が提出されてい る。しかしその一方で、反映させる方法に ついてはふれていない。			△	意見のとおりまともな明記について再度意見 を求める案書が提出されている。また、公 正さを担保するために、第三者委員会の 審議を通すなどの慎重さが求められる。	○	パンフレットの意見のまとめかたや表記の 仕方などで洗練された工夫が見られる。また、あ らゆる意見をホームページから参照できる。
13.12.06	東京環状道路有識者 委員会開催	×	設立趣旨は明確だったが、第三者機関の 位置付けが不明確だった。			△	5人の委員の選定の根拠と手順が明ら かにされていない。	○	
14.1.25	東京環状道路有識者 委員会(第3回)開催 (地元団体の意見の 把握と現地視察)	△	委員会の位置付けが明確になったが、現 地視察や意見の把握の反映方法が不明 確であった。それを理由に地元団体にお いて欠席したところもあった。			△	どのように意見陳述者を選んだのかに ついて、説明が不十分。	○	